

○災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

## 被災した住宅に対して、日常生活に必要な居室等の 修理の費用について支援制度があります

### ○支援の内容

- ・台所、トイレ、浴室など生活に必要な設備の修理費用助成
- ・居室、玄関、床、壁、屋根など生活に支障がある損傷の修復費用助成
- ・電気、水道など生活機能の確保に必要な修繕費用助成

### ○対象者

災害救助法が適用された災害により住宅が損傷を受けた者

- ・大規模半壊（焼）
- ・中規模半壊（焼）、半壊（焼）又は半壊に準ずる程度で、自らの資力では応急的に修理をすることができない者

●被害の程度がご不明な場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

### ○助成額の上限

- ・739,000円（大規模半壊、中規模半壊、半壊）
- ・358,000円（準半壊）

※市から施工者に直接支払います

※上限額を超える部分は自己負担となります

### ○期間

- ・災害発生の日から3ヶ月以内  
（国設置災害対策本部の場合は6か月以内）

### ◆問い合わせ先

制度の活用、相談については、下記にお問い合わせください

福岡市役所 財政局 アセットマネジメント推進課（市役所3階）

TEL：092-733-5426

## ○修理の範囲

災害の被害と直接関係のある修理  
(居室・台所・トイレなど)

※内装は原則対象外

### ●被災から修理完了までのポイント

- ・ 写真の撮影は必須です。 (工事前・工事中・工事後)
- ・ 住宅以外の駐車場や倉庫、家電製品は対象外となります。
- ・ 住宅の建具(玄関扉、戸、サッシ等)、設備(台所、トイレ、浴槽等)のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・ 既に修理に着手していても、施工者への支払いに至っていない場合、助成を受けることができます。

## ○申請に必要なもの

### 被災者が準備するもの

- ・ 修理前の被害状況が分かる写真(書類)
- ・ 住宅の応急修理申込書
- ・ 被害状況に関する申出書
- ・ 資力に係る申出書

### 施工業者が準備するもの

- ・ 修理見積書
- ・ 工事完了報告書
- ・ 工事写真(施工前、施工中、施行後)

### イメージ図 大まかな手続きの流れ

